

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年5月27日 06時30分ごろ
発生場所	北海道八雲町八雲漁港東南東方沖 八雲港東防波堤灯台から真方位114° 1.1海里付近 （概位 北緯42° 15.0′ 東経140° 18.7′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機の運転ができなくなった後、オールも使用できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年6月1日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.05m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、1.47kW、回転数毎分 6,000、1気筒、ボア45.0mm、使用燃料ガソリン、機関製造 及び進水年月不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、膨張式ゴム製ミニボートで、操縦者及び同乗者1人が八雲漁港南南東方の砂浜で組み立てた後、海岸付近等で釣りをを行う目的で同砂浜を出航し、釣り場を移動しながら釣りを行っていたところ、出航して約2時間後に船外機が突然停止した。</p> <p>操縦者は、船外機に内蔵された燃料油タンク（容量約1ℓ）の残量に問題がないことを確認し、始動用空燃比調整機構（チョーク）を開閉するなどした後、船外機の始動を試みたものの始動できなかった。</p> <p>操縦者らは、船外機の使用を諦め、本船に備え付けられていたアルミ製のオール1組を用いて、出航した砂浜に向けて交替しながら漕ぎ始めたものの、約10分後にオールがパドルの接合部で折損した。</p> <p>操縦者は、自力で砂浜に戻ることを諦め、118番通報を行って救援を待つ中、付近を航行する複数の船舶に本船備え付けの旗を振って救援を求めたところ、そのうちの1隻（プレジャーボート）にえい航されて本船と共に八雲漁港に到着した。</p> <p>本船の船外機は、平成22年ごろ操縦者が本船と共に購入したもので、本インシデント後、機関整備会社に運ばれて点検を受けた結果、ガソリン気化器（キャブレター、以下「気化器」という。）が作動し</p>

	<p>ないことが判明し、同部品を交換した後、正常に運転ができるようになった。</p> <p>操縦者は、5月から10月の比較的温暖な時期に限って月に2回ほど本船を運航し、1回当たりの運航時間が約6時間であり、令和5年では本インシデント時が2度目の運航であった。</p> <p>操縦者は、ふだん、使用後に燃料油コックを閉鎖して船外機を運転するなどして燃料油系統から残油を排除していたものの、過去5年間、機関製造会社が推奨する2年ごとの機関整備会社による燃料油系統の点検を受けていなかった。</p> <p>船外機の修理等を行う複数の機関整備会社のウェブサイトによれば、2馬力の船外機の故障の多くは気化器の作動不良によるものとし、その主な要因が「気化器内に残留した燃料油が劣化して生成された高粘度油脂が内部可動部品（供給弁及び噴射装置）に付着すること」であり、毎回の使用後に気化器から燃料油を排出することや、分解洗浄を定期的に行うことを推奨している。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、操縦者が、本船に装備されていたアルミ製オールに腐食が進んでいることを知らずに航行を続けていたことから、船外機が動かなくなって使用を断念した後、オールで漕いで帰航しようとしたもののオールが破損し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船の船外機は、燃料油供給系統に燃料油由来の高粘度油脂が残留し、気化器の内部に汚損が進んでいたことから、気化器が作動不良を起こして機関への燃料油供給が途絶え、船外機の運転ができなくなった可能性があるものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、操縦者が、本船に装備されていたアルミ製オールに腐食が進んでいることを知らずに航行を続けていたため、船外機が動かなくなって使用を断念した後、オールで漕いで帰航しようとしたもののオールが破損したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気化器を用いる船外機の取扱者は、機関整備会社による気化器の交換又は分解整備を定期的に行うこと。 ・ アルミ製オールを装備するミニボートの所有者は、アルミが「すきま腐食」と称される局部腐食が進みやすいことを念頭に、ブレードとロッドの接合部分に腐食の有無等を入念に点検すること。 ・ 燃料油タンクを内蔵する小型船外機の取扱者は、使用頻度が低い場合、毎回の使用後に気化器及び燃料油タンクから燃料油を排出することが望ましい。